

副本

令和6年(行ケ)第19号 選挙無効請求事件

原告 鶴本圭子ほか

被告 東京都選挙管理委員会ほか

## 弁論要旨書

令和7年1月20日

東京高等裁判所第24民事部二係 御中

被告ら指定代理人

田原昭彦

1 この裁判では、令和6年10月27日に行われた衆議院小選挙区選出議員の選挙について、選挙区割りを定めた公職選挙法13条1項、別表第一の本件区割規定の合憲性、いわゆる一票の較差の合憲性が争われています。

結論から述べますと、本件選挙時において、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとはいえず、本件区割規定は合憲であり、本件選挙の本件各選挙区における選挙は有効ですから、原告らの請求はいずれも棄却されるべきです。これから、その理由を述べます。

2 まず、選挙制度の憲法適合性の判断枠組みについて述べます。

国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることは、選挙制度の最大の目的です。憲法は、この「公正かつ効果的な反映」を実現するための選挙制度の仕組みの決定を、国権の最高機関である国会の裁量に委ねています。

それゆえ、憲法が要求する投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的との関連において調和的に実現されるべきものです。言い換えば、具体的な選挙区割りや、その前提となる区割規定を定めるに当たっては、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつも、較差という客観的かつ形式的な数値だけでなく、当該較差の数値の背後にある選挙制度の仕組みや、当該較差を生じさせる要因等も含めて種々の政策的考慮要素を総合的に考慮する必要があります。

したがって、選挙制度の憲法適合性は、以上のような種々の政策的考慮要素を踏まえた上で選挙制度の仕組みの決定が、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになります。すなわち、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、投票価値の平等の要求に反するため、国会に認められる裁量権を考慮してもなおその限界を超えてお

り、これを是認することができない場合に、初めて憲法に違反することになるものと解すべきです。

判断枠組みに関する以上の考え方は、昭和51年大法廷判決以降、衆議院議員総選挙に関する同種の選挙無効請求訴訟の大法廷判決において、繰り返し採用されてきたところです。

3 続いて、以上の考え方によれば、本件区割規定が合憲であり、本件選挙が適法であることについて述べます。

(1) 区画審設置法では、区画審は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間ににおける人口較差について、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、各都道府県の選挙区の数をアダムズ方式により配分した上で、人口を基準とした選挙区間の最大較差が2倍未満となるようにした選挙区割りの改定案を作成し、また、5年ごとに行われる簡易国勢調査の結果で、最大較差が2倍以上になったときも、最大較差が2倍未満となる選挙区割りの改定案を作成して、内閣総理大臣に勧告するものとされています。すなわち、現在の区割改定制度においては、選挙制度の安定性も踏まえ、選挙区割りは、原則10年単位、必要に応じて5年単位で改定され、較差が拡大したとしても、改定の際に2倍未満に是正がされることになります。この現在の区割改定制度は、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において、投票価値の平等の要請を調和的に実現するとともに、これを安定的に継続することができる制度として合理性を有するものといえます。現在の区割改定制度が合理性を有するものであることは、平成30年大法廷判決及び令和5年大法廷判決も肯定しています。

(2) このように、現在の区割改定制度が合理性を有するものである以上、現在の区割改定制度により改定される選挙区割りについては、投票価値の較差の拡大が見られるとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新

たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反するものとはいえないというべきです。

令和5年大法廷判決も、新区割制度の下で投票価値の較差が拡大することもあり得るが、これも所定の時期に是正されることが同制度上予定されていることを確認した上で、新区割制度が合理的なものである以上、新区割制度と一体的な関係にある選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、①当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、②較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とはならないことを明らかにしています。

(3) したがって、現在の区割改定制度により令和4年に改定された本件選挙区割りは、先ほど述べたような特段の事情のない限り、憲法の投票価値の平等に反する状態となっていたものとはいえません。

そして、本件選挙区割りについては、本件選挙時には、選挙人を基準とした最大較差は2.059倍となっていたという事情や、その他にも選挙人を基準とした較差が2倍以上となっていた選挙区が存在したという事情はありますが、こうした較差の拡大については、自然的な人口異動のほかに、その要因となる事由は見当たりません。人口異動による較差の拡大は、現在の区割改定制度も想定しているものですから、その較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情はないといえます。また、選挙人を基準とした最大較差は2倍を僅かに超える程度で、較差が2倍以上の選挙区も10選挙区にとどまっています。これらの数値は、いずれも投票価値の較差の拡大の程度が著しいものとはいえないと判示した令和5年大法廷判決に係る令和3年選挙時を下回るものですから、較差の拡大の程度が当該制度の合理

性を失わせるほど著しいものといえないことは明らかです。

したがって、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということはできません。

4 以上述べたとおり、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはできず、本件区割規定は合憲ですから、本件選挙の本件各選挙区における選挙は有効であり、原告らの請求はいずれも理由がありません。

以上